

00656

鳥取縣公報

縣 令

◇鳥取縣令第三十七號

飲食店營業規則左ノ通り定ム

昭和二十一年五月七日

鳥取縣知事 林

敬 三

飲食店營業規則

第一條 本令ニ於テ飲食店營業ト稱スルハ客席(二階以上ハ土間)ヲ設ケ又ハ露店ニ於テ公衆ノ需メニ應ジ婦女子ノ接待ナクシテ酒肴其ノ他ノ飲食物ヲ客ニ供スルヲ業トスルモノヲ謂フ

第二條 飲食店營業ヲ爲サントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ傳染性疾患ナキコトヲ證スル醫師ノ診斷書ヲ添ヘ營業所所轄警察署長ニ願出許可ヲ受クベシ 第一號及第二號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

昭和二十一年五月七日
第一千七百十號

火 曜 日

本書ノ六、七、八ハ國定規格5A判

一 本籍、住所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ本籍、住所、氏名、年令及定款ノ寫)

二 營業場所(露店ニ於テ營業スルモノニアリテハ營業スベキ地域)

三 營業ノ内容及屋號又ハ稱號

四 營業場所ノ平面略圖及構造設備ノ大要

前項第三號及第四號ノ事項ニ異動ヲ生シ又ハ開業廢業シタルトキハ五日以内ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ 但シ死亡シタルトキハ戸籍法上ノ届出義務者ヨリ十日以内ニ届出ヅベシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ飲食店營業ヲ許可セズ

一 營業許可ノ取消ヲ受ケ滿一年ヲ經過セザルトキ

鳥取縣公報 每週 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十一年五月七日

昭和四年四月十五日

—

二 傳染性疾患ヲ有スルトキ
 三 他人ニ名義ヲ假スノ虞レアルトキ
 四 公安風俗ヲ害スル虞レアルトキ
 五 前各號ノ他、營業上不適當ト認ムルトキ
 第四條 所轄警察署長ハ公安風俗又ハ衛生上必要アリト認ムル場合ハ取締上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
 第五條 營業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ所轄警察署長ハ營業ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ノ停止ヲ命ズルコトアルベシ
 一 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
 二 公安風俗ヲ害シ又ハ害スル虞レアリト認ムルトキ
 三 他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認ムルトキ
 四 許可ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ開業セザルトキ
 五 休業六月以上ニ及ビタルトキ
 六 所在不明三月以上ニ及ビタルトキ
 第六條 第二條ノ規定ニ依ル營業場所ノ構造及設備ハ左ノ制限ニ從フベシ、但シ土地ノ狀況又ハ營業ノ状態ニ依リ所轄警察署長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 營業場所ノ構造ハ堅牢ニシテ採光、換氣ヲ充分ナラシムルコト
 二 調理場ハ特ニ採光換氣ヲ充分ラシメ且防塵及防蟲防鼠ノ設備ヲ爲シ、地盤ハ不滲透質材料ヲ以テ築造スルコト
 三 便所、塵埃溜等ハ井戸及調理場ト三米以上ノ距離ヲ保有スルコト
 第七條 營業者ニ於テ其ノ營業上使用セムトスル者(以下單ニ從業者ト稱ス)ヲ雇傭セントスル場合ハ豫メ本籍、住所、氏名、年齢、營業者トノ關係ヲ具シ傳染性疾患ナキコトヲ證スル醫師ノ診斷書ヲ添へ營業所々轄警察署長ニ届出ヅベシ 但シ其ノ使用ヲ罷メタル場合ハ五日以内ニ届出ヅベシ 所轄警察署長ニ於テ必要アリト認ムル場合ハ營業者並ニ從業者ニ對シ醫師ヲ指定シテ診斷書ヲ提出セシムルコトアルベシ
 第八條 營業者並ニ從業者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ
 一 飲食用器具ハ總テ清潔ナルモノヲ用フルコト
 二 客席、調理場及便所其ノ他營業場所ノ内外ハ常ニ清

00658

潔ニ保持スルコト
 三 傳染性疾患ニ罹リタル者ハ營業ニ從事シ又ハセシメザルコト
 四 腐敗、變質ノ兆アリ又ハ有害ノ虞レアル飲食物ヲ客ニ供セザルコト
 五 客ヲ宿泊セシメザルコト
 六 客ノ遊興ヲ補助セシムル爲、家族又ハ從業者ヲシテ歌舞、音曲(ラヂオ、蓄音器ノ類ヲ除ク)ヲ弄シ又ハ杯盤ノ斡旋ヲ爲ス等藝妓並ニ接待婦ニ紛ハシキ行爲ヲ爲サシメザルコト
 七 客ノ需メザル飲食物ヲ供シ又ハ不當ノ代價ヲ要求セザルコト
 八 飲食費ノ代價トシテ客ノ所持品ヲ受取り之ガ入質賣却等ノ斡旋ヲ爲サントスルトキハ警察官吏ノ承認ヲ受クルコト
 九 客ニ面會ヲ求ムルモノアルトキハ之ヲ隱秘シ又ハ其ノ取次ヲ拒絶セザルコト
 十 營業時間ハ日出ヨリ午后十一時迄トス 但シ土地ノ

狀況其ノ他特別ノ事由アル場合ニシテ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 十一 營業所内看易キ場所ニ飲食物料金ヲ表示スルコト
 十二 客席ハ解放的ト爲シ獨占ノ特定客ノ便ニ供スルガ如キ設備ヲ爲サザルコト
 第九條 營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ直ニ所轄警察署長又ハ警察官吏ニ届出ヅベシ
 一 客ノ所持品紛失シタルトキ
 二 客ニシテ法定傳染病ニ罹リ又ハ其ノ疑アルトキ
 三 客ニシテ浪費其ノ他舉動不審ノ者アルトキ
 第十條 警察署單位ノ組合長ハ所属組合員ニ對スル毎月物資ノ需給狀況ヲ別表ニ依リ翌月十日迄ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ
 第十一條 第二條第一項及第八條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條及第五條ノ規定ニ依リ發スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 第十二條 第二項、第七條第九條及第十條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十二條 本令ニ規定シタル事項ノ違反行爲ヲ教唆シ又ハ
幫助シタル者ハ各條ニ照シテ罰ス

第十三條 營業者未成年者又ハ法人ナル場合ハ本令ニ依リ
之ヲ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ法人ノ代表者
ニ適用ス 但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有
スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人又ハ
從業者ノ行爲ニシテ其ノ營業ニ關シ本令ノ規定又ハ本令
ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル場合ハ自己ノ指揮ニ出
デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ

附 則

本令ハ昭和二十一年五月七日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年二月十三日縣令第十號料理飲食店營業取締
規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ飲食店營業中ノ者ハ本令施行ノ日ヨリ
一月以内ニ第二條ノ規定ニ倣ヒ所定事項ヲ届出デタル者
ニ限本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
本令施行ノ際現ニ雇人及家族ニシテ營業上使用スル者ハ

本令第七條ノ規定ニ倣ヒ昭和二十一年五月三十一日迄ニ
所轄警察署長ニ届出ヅベシ

別表

何飲食店組合物資需給表(何月分)

計	同		何 某	受 入 總 數			
	同	同		物 資 名	何	々	同
				同	同	同	同

何警察署長殿

代表者

住 所

氏

名

昭和二十一年五月七日印刷
昭和二十一年五月七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取